

## 京丹波町空き家情報バンクに登録された空き家に付随する 農地の別段面積に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、移住及び定住の促進並びに空き家や遊休農地の発生防止並びに農地の活用を目的に、京丹波町空き家情報バンク（以下「空き家情報バンク」という。）に登録された空き家に付随する農地に係る農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条第2項第5号及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条第2項に基づく別段面積について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地とは、法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 移住及び定住とは、購入又は貸借（以下「取得」という。）した空き家の所在地を住所地とし、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき京丹波町の住民基本台帳に記録され、生活の本拠とすることをいう。
- (3) 空き家情報バンクとは、京丹波町が空き家の売買又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより、空き家等に関する情報を登録し、空き家の利用を希望する者に対し、情報提供を行う制度をいう。
- (4) 空き家に付随する農地とは、空き家に隣接する農地に限定せず、登録された空き家の所有者等が権利を有する農地とし、1筆単位で農業委員会が指定したものをいう。
- (5) 所有者等とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の 売買、貸借等を行うことができる者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。

### (別段面積)

第3条 別段面積は、多様な農業の担い手確保により、農地の保全及び有効活用を図るため、空き家情報バンクに登録された空き家を取得して移住及び定住し、その空き家に付随する農地を耕作のために取得する場合に限り、1平方メートルとする。

### (設定区域)

第4条 別段面積を設定する区域については、空き家情報バンクに登録した空き家の所有者等が所有する農地とし、1筆毎に地番指定するものとする。

### (指定することができない農地)

第5条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する農地については、空き家に付随する農地として別段面積を指定することができない。

- (1) 空き家情報バンクに登録された空き家の所有者等が所有しない農地
- (2) 賃借権、地上権、永小作権、質権等が設定された農地

- (3) 農地中間管理権が設定された農地
- (4) 利用権が設定された農地
- (5) 作業受委託契約が締結された農地
- (6) 多面的機能支払交付金事業や中山間直接支払交付金事業等の対象農地であり、権利移転することで、その事業に支障等が生じるおそれがある農地
- (7) 現況が山林化するなど非農地状態となっており、復旧が困難な農地
- (8) 京丹波町農業振興地域整備計画の農用地区域内農地（ただし、農用地除外の要件を満たしている農地は除く）
- (9) 地域等が取り組む集団的営農活動において活用されている農地

(別段面積及び区域の指定)

第6条 空き家に付随する農地として農業委員会の指定を受けようとする所有者等は、空き家に付随する農地の指定申請書(様式第1号)を町長に提出するものとし、町長は空き家情報バンクと農地の関連を審査した上で、農業委員会に回付するものとする。

2 農業委員会は、前項の規定による指定の申請があったときは、申請内容と現地の状況を確認の上、空き家に付随する農地現地確認書(様式第2号)により農業委員会総会に報告するものとし、適当と認めるときは、別段面積及び区域を指定することができる。

(指定の取消)

第7条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、別段面積及び区域の指定を取り消すことができる。

- (1) 空き家情報バンクの登録が取り消されたとき。
- (2) 所有者等から指定取消の申請があったとき。
- (3) 空き家情報バンクに登録した空き家と別で権利移動を行うとき。
- (4) 所有権その他の権利に移動があったとき。
- (5) 申込内容を偽って登録したことが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか農業委員会が適当でないと認めるとき。

2 前項第2号の場合において、所有者等は、空き家に付随した農地の指定取消申出書(様式第3号)を町長に提出するものとし、町長は当該申出書の内容を審査した上で、農業委員会に回付するものとする。

(告示)

第8条 農業委員会は、空き家に付随する農地を指定したとき、又はその指定の取り消しを行ったときは、速やかに告示するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。